

広情個審第21号  
令和6年7月22日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年11月17日付け広島市指令障福第40号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第376号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

令和5年11月17日付け広島市指令障福第40号の諮問事案（諮問第376号事案）

令和5年6月20日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が令和5年7月4日付け広島市指令障福第23号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年8月31日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関は、本件部分開示決定により部分開示した4(4)の対象公文書について、「4 審査会の判断理由」で示したとおり、その一部を開示すべきである。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

開示すべき部分の非開示を取り消し開示を行うとの決定を求める。

### (2) 審査請求の理由

ア 本件処分のうち、研修会出席者名簿について、手話通訳登録者欄は黒塗りである。手話通訳士の名簿は公開されており、手話通訳登録者のうち、出席者本人が同意すれば開示は可能であるので、開示の是非を確認して開示すべきである。

イ 研修会における外部講師の資料は、個人又は法人の営業活動に係る内容であることを理由に一律に全て黒塗りにしたとのことであった。講師の中には、外部に出さないようにとの依頼があったとのことであるが、他の講師についての資料は、何をもって、「開示することによって、個人、法人等の権利、競争上の地位その他の適正な利益を害するおそれがある」と判断したのかの具体的な説明が全くなかった。研修会は手話通訳者の資質向上に資するために行うものであり、秘匿するようなものではないと思料する。広島市情報公開条例第7条第3号に該当すると判断したのであれば、その資料は回収すべきである。外部講師の同意があれば開示できるので、外部講師への開示の是非の確認を行うべきであり、少なくとも、講習、講演のタイトル及びその内容の項目等の開示はできるはずであり、すべきである。

ウ 出席者名簿について、「公文書開示請求書が提出された後に、開示請求のため、個人情報の同意

を得ることは想定していないため、出席者からの同意を得ることはしていない。」との実施機関の説明であるが、不開示部分についての開示請求であるので、当然全ての開示請求が事後の請求になる。そうであるならば、令和5年7月4日付けの「公文書部分開示決定通知書」の内容が全てということになり、情報開示請求制度自体が無意味なものとなる。何故、「出席者から同意を得ることは想定していない。」のか、理由を示されたい。

エ 外部講師の資料等について、「公文書開示請求書が提出された後に、開示請求のため、同意を得ることは想定していないため、出席者の同意を得ることはしていない。」との実施機関の説明であるが、不開示部分についての開示請求であるので、当然全て請求が事後の請求になる。そうであるならば、令和5年7月4日付けの「公文書部分開示決定通知書」の内容が全てということになり、情報開示請求制度自体が意味のないものになる。少なくとも、講習、講演のタイトル及びその内容の項目等の開示はできるはずであり、外部講師への開示の是非の確認をすべきである。何故、「出席者の同意を得ることは想定していない。」のか、理由を示されたい。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人からの令和5年6月20日付けの公文書開示請求に対し、本市は、広島市手話通訳者派遣事業の登録手話通訳者（以下「通訳者」という。）を対象に実施した令和2年度から令和4年度までの研修資料一式を対象文書として、本件部分開示決定を行った。
- (2) 対象文書のうち、不開示とした箇所は、「研修講師の所属及び氏名」、「講習、講演のタイトル」、「講師が作成した資料」及び「研修の出席者氏名」である。
- (3) このうち、「研修講師の所属及び氏名」、「研修の出席者氏名」については、開示することで、氏名や、勤務先、居住区といった特定の個人を識別することができる「個人に関する情報」であり、原則として不開示とするものである。

社会福祉法人聴力障害者文化センターが手話通訳士の名簿を公開しているが、個人情報保護法では既に公表されている情報も他の個人情報と区別せず保護の対象とされているため、名簿が公開されていることは開示の理由にはならない。また、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）では、公にすることについて、本人が同意していると認められる情報は公開することとされているが、通訳者から個人情報開示の同意を得ていないことから、条例第7条第1号に定める「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当すると判断し、不開示としたものである。

なお、請求人が主張する「出席者本人が同意すれば開示は可能」については、公文書開示請求書が提出された後に、開示請求のため、個人情報開示の同意を得ることは想定していないため、出席者から同意を得ることはしない。

- (4) 次に、「講習、講演のタイトル」、「講師が作成した資料」については、本件研修会の対象者である

通訳者への配付は想定されているものであるが、講師が今後、事業を営む上で使用する可能性のあることから、条例第7条第3号に定める「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断し、不開示としたものである。

なお、請求人が主張する「外部講師の同意があれば開示できる」については、公文書開示請求書が提出された後に、開示請求のため、同意を得ることは想定していないため、外部講師へ開示の同意を求めることはしない。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

##### (1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

##### (2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

なお、条例第7条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、な

お個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関連した情報で、秘匿すべき必要性が極めて高いものであり、公にすれば、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを対象としている。例としては、カルテ、反省文のようなもので、それらは当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報である。

### (3) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。」と規定されている。

- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

### (4) 本件部分開示決定における対象公文書について

当審査会が見分するに、対象公文書は、請求人からの令和5年6月20日付け公文書開示請求に対し実施機関が同年7月4日付け広島市指令障福第23号で行った公文書部分開示決定に関する「令和2年8月25日広島市登録手話通訳者研修会資料一式」（以下「公文書1」という。）、「令和2年11月12日広島市登録手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員研修会資料一式」（以下「公文書2」という。）、「令和3年10月5日広島市登録手話通訳者研修会資料一式」（以下「公文書3」という。）、「令和4年1月28日頸肩腕症候群予防に係る研修会の中止と学習資料の配付について（通知）」（以下「公文書4」という。）、「令和4年5月24日広島市登録手話通訳者研修会資料一式」（以下「公文書5」という。）、「令和4年11月15日広島市登録手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員研修会資料一式」（以下「公文書6」という。）及び「令和4年12月20日広島市登録手話通訳者研修会資料一式」（以下「公文書7」という。）（以下これらを「本件文書」という。）である。

以下、本件文書の不開示部分に係る不開示事由該当性について、検討する。

### (5) 「公文書1」の不開示部分について

公文書1の不開示部分は、出席者名簿の手話通訳者の氏名である。

- ア 請求人は、手話通訳士名簿が公開されており、広島市手話通訳登録者のうち、当該研修会の出席者本人が同意すれば開示することは可能であるため、開示の是非を確認して開示すべきと主張する。
- イ 手話通訳士として氏名が掲載される手話通訳士名簿は公表を前提にしているものであること

から、条例第7条第1号ア(4)(2)アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」といえるが、当該研修会に参加しているということまで公にすることが予定されているとはいえない。また、当該情報を公にすることについて、本人が同意していると認められる事情も認められない。

したがって、当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

なお、請求人は当該研修会に参加した手話通訳者に開示の是非を確認すべき旨主張しているが、条例第13条第1項は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときに、実施機関が当該第三者に関する情報について条例第7条各号に規定される情報に該当するか否かの判断を行うに際して、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる旨規定しており、本件について、実施機関が当該機会を与えなかったことに特段、不合理な点は認められない。

ウ 以上のことから、当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### (6) 「公文書2」の不開示部分について

公文書2の不開示部分は、以下のアないしエの各情報である。

##### ア 講師の氏名及び出席者名簿の手話通訳者の氏名

講師の氏名及び出席者名簿の手話通訳者の氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

##### イ 講習のタイトル

(ア) 当該研修について実施機関に確認したところ、「当該研修は広島市手話通訳者派遣事業実施要綱に基づき、広島市が頸肩腕症候群等の予防をテーマに毎年専門家を講師に迎え実施しているところ、講習のタイトルを最終的に決めるのは講師であり、当該タイトルは講習の内容そのものを表すものであるため、別の場で同様の講習が実施される場合があることを踏まえ、条例第7条第3号に該当するものとして不開示とした。」とのことであった。

(イ) 実施機関の上記主張からは、講習のタイトルを公にすることにより、条例第7条第3号ア(4)(3)アの「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることについての具体的理由や危険性は確認できなかった。

(ウ) したがって、当該情報を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、当該情報は開示すべきである。

##### ウ 講師の所属

(ア) 実施機関は、当該情報は法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で

あり、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第7条第3号に該当すると主張する。また、当該情報は講師の個人に関する情報であって、当該情報を公にすると、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとして、条例第7条第1号に該当すると主張する。

(イ) しかしながら、当該法人等又は事業を営む当該個人が広島市の当該研修に係る業務を受けているということが公になることにより、条例第7条第3号の「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるとは認められない。また、当審査会が見分したところ、当該情報は講師の個人に関する情報ではあるが、条例第7条第1号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とはいえない。

(ウ) したがって、当該情報を条例第7条第1号及び第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、当該情報は開示すべきである。

#### エ 講師が作成した資料

講師が作成した資料は、全てが不開示とされている。

当該情報は今後、事業を営む上で講師が使用することが想定されるため、当該情報を公にすると、当該法人等又は事業を営む当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### (7) 「公文書3」の不開示部分について

公文書3の不開示部分は、以下のア及びイの各情報である。

##### ア 講師の氏名及び出席者名簿の手話通訳者の氏名

講師の氏名及び出席者名簿の手話通訳者の氏名は4(6)アのとおりであり、当該情報を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

##### イ 講演のタイトル

(ア) 当該研修について実施機関に確認したところ、「当該研修は広島市がテーマを決めて、講師に研修の依頼を行っているところ、講演のタイトルを最終的に決めるのは講師であり、当該タイトルは講演の内容そのものを表すものであるため、別の場で同様の講演が実施される場合があることを踏まえ、条例第7条第3号に該当するものとして不開示とした。」とのことであった。

(イ) 当審査会が見分したところ、当該情報は広島市が決めたテーマと同じ名称であり、当該情報を公にすることにより、条例第7条第3号ア(4)(3)アの「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるとは認められない。

(ウ) したがって、当該情報を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、当該情報は開示すべきである。

(8) 「公文書4」の不開示部分について

公文書4の不開示部分は、以下のアないしエの各情報である。

ア 講師の所属・役職

当審査会が見分するに、当該情報を公にすると、本講演のテーマなど他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることが確認できた。したがって、当該情報を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 講師の氏名

講師の氏名は4(6)アのとおりであり、当該情報を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 団体の名称

当該情報は当該講師の取引先に関する情報であり、当該情報を公にすると、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 講師が作成した資料

講師が作成した資料は、全てが不開示とされている。

講師が作成した資料は4(6)エのとおりであり、当該情報を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(9) 「公文書5」の不開示部分について

公文書5の不開示部分は、出席者名簿の手話通訳者の氏名である。

出席者名簿の手話通訳者の氏名は4(6)アのとおりであり、当該情報を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(10) 「公文書6」の不開示部分について

公文書6の不開示部分は、以下のアないしエの各情報である。

ア 講師の氏名及び出席者名簿の手話通訳者の氏名

講師の氏名及び出席者名簿の手話通訳者の氏名は4(6)アのとおりであり、当該情報を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 講習のタイトル

講習のタイトルは4(6)イのとおりであり、当該情報を当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、当該情報は開示すべきである。

ウ 講師の所属

講師の所属は4(6)ウのとおりであり、当該情報を公にすると、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして条例第7条第3号により、及び



他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるとして条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、当該情報は開示すべきである。

エ 講師が作成した資料

講師が作成した資料は、全てが不開示とされている。

講師が作成した資料は4(6)エのとおりであり、当該情報を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(11) 「公文書7」の不開示部分について

公文書7の不開示部分は、以下のアないしウの各情報である。

ア 講師の氏名及び出席者名簿の手話通訳者の氏名

講師の氏名及び出席者名簿の手話通訳者の氏名は4(6)アのとおりであり、当該情報を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 講習のタイトル

講習のタイトルは4(7)イのとおりであり、当該情報を当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、当該情報は開示すべきである。

ウ 講師が作成した資料

講師が作成した資料は、全てが不開示とされている。

講師が作成した資料は4(6)エのとおりであり、当該情報を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(12) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 5 . 1 1 . 1 7	広島市指令障福第 4 0 号の諮問を受理 (諮問第 3 7 6 号で受理)
R 6 ・ 4 ・ 1 2 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 6 ・ 5 ・ 1 0 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 6 ・ 6 ・ 1 3 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 6 ・ 7 ・ 1 1 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
神 野 礼 斉	広島大学大学院教授
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱 野 滝 衣	弁護士